

# いちばけんぽ

東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 管理施設棟2階  
TEL 03-6633-0711 FAX 03-6636-6100

2020年  
年末号



健保組合のHPをご覧ください

いちばけんぽ

検索

## ① 医療費のお知らせ等の送付について

令和3年2月上旬頃に各ご家庭あてに『医療費のお知らせ』及び『ジェネリック医薬品のお知らせ』をお送りします。

『医療費のお知らせ』は、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費をお知らせするものですが、**確定申告書に添付することにより「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。**

『ジェネリック医薬品のお知らせ』は、現在処方されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額をどのくらい軽減できるのかをご確認いただくためにお送りしています。

また、このお知らせの内容について、インターネットで確認できるサービスもございます。詳しくは、いちばけんぽホームページ「医療費の明細」をご覧ください（ご利用にあたりましては、当組合発行のID・パスワードが必要になります。ご希望の方は給付係までご連絡ください）。

### ※住所変更届提出のお願い

転居等で住所が変更となったときは、住所変更届をご提出ください。

組合からの『医療費のお知らせ』や『健診のご案内』等の大切なお知らせがお手元に届かなくなってしまうので、すみやかに手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先 給付係

## ② 春季婦人生活習慣病予防健診について

今年度より、毎年実施している「秋季」に加えて「春季」の婦人生活習慣病予防健診を実施いたします。

- **申込受付**：令和2年12月1日～令和3年1月31日
- **健診期間**：令和3年4月～8月
- 実施内容、申込方法など詳しくは、11月中旬に事業所へ送付しています案内文、または、いちばけんぽホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 疾病予防係

## ③ 賞与支払届提出のお願い

賞与支払届の提出はお済みですか？

賞与（ボーナス）を支給されたときは届出が必要となります。賞与を支給され、まだ届出がお済みでないときは、『賞与支払届総括表』と『健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届』の提出をお願いします。

なお、賞与の支払いがなかったときは『賞与支払届』は不要ですが、『賞与支払届総括表』の②欄「1.不支給」に○をつけて提出をお願いいたします。

お問い合わせ先 適用係

## ④ 被保険者証の一斉更新のお知らせ

令和3年3月から保険医療機関等を受診する際の「オンライン資格確認(※)」が始まります。

保険医療機関等の窓口で被保険者証(以下、「保険証」といいます)またはマイナンバーカードを提示することにより、保険医療機関等が被保険者等の資格確認を即時にできるようになります。そのため新しい保険証には2桁の枝番(個人識別番号)が追加されます。

当組合では、10月1日から新規資格取得や再交付等につきましては、新しい保険証での交付を行っておりますが、現在お持ちの保険証の一斉更新は令和3年2月中旬を予定しており、順次事業所に送付いたします。新保険証が届きましたら旧保険証との交換を行っていただき、引換えが済みましたら旧保険証を当組合へ返却してください。

詳しいご案内は、令和3年1月にいたします。

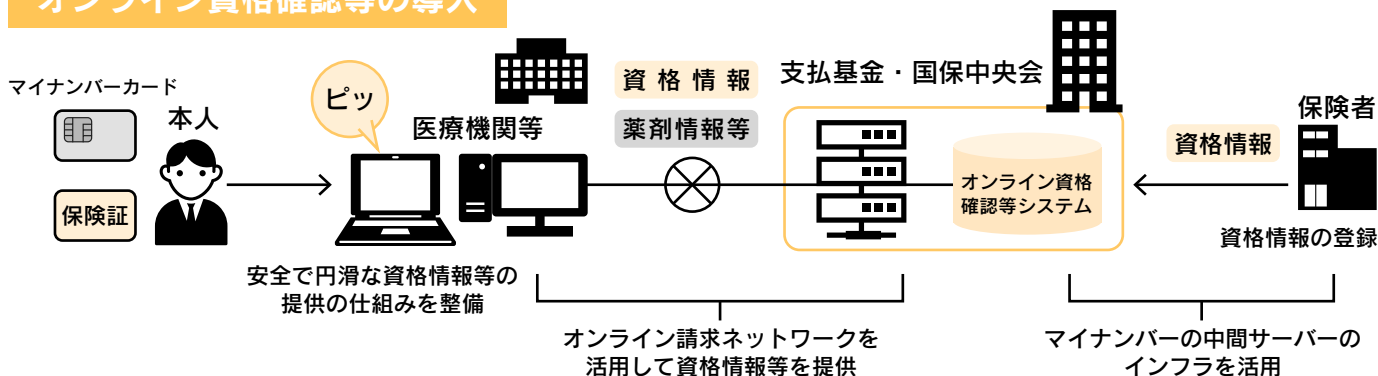
### ※オンライン資格確認

オンライン資格確認の詳細については、令和3年3月発行のいちばけんぽ春号に掲載します。

(参考) 厚生労働省HP「医療保険のオンライン資格確認の概要(令和2年2月)」より抜粋  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000601465.pdf>



## オンライン資格確認等の導入



お問い合わせ先 適用係

## ⑤ 健康保険組合の電子申請システムの運用開始について

令和2年11月から特定法人(※)について、国が構築するマイナポータルを利用した電子申請が義務化されております。現在、『報酬月額算定基礎届』『報酬月額変更届』『賞与支払届』の3つの届出が電子申請義務化対象となっております。

つきましては特定法人に該当する事業所におかれましては、ご利用の人事・給与システムベンダーにご確認のうえ、ご準備をお願いいたします(人事・給与システムベンダー側の改修が間に合わないことにより電子申請が困難な場合は健康保険組合へご連絡ください)。

なお、特定法人に該当しない事業所も電子申請は可能となっております。

### (※) 特定法人とは

資本金等の額が1億円を超える法人等

⇒国税庁ホームページにて電子申請義務化の対象法人一覧表が確認できます。

お問い合わせ先 適用係

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

## ⑥ ミニマラソン大会の中止について

東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）主催の「令和2年度東京総合健保ミニマラソン大会」については、現在、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に至っておらず、今後も収束までの見通しがつきにくい状況から、参加者様の安心・安全の確保を最優先に検討を行ったうえ開催中止を決定したと、東振協より発表がございました。参加を楽しみにされていた皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 疾病予防係

## ⑦ 年末年始期間の業務受付時間について

当組合の年末年始の業務は、下記のとおりです。

12月27日(日) 【開市日】	12月28日(月) ～12月29日(火)	12月30日(水) 【開市日】	12月31日(木) ～1月4日(月)	1月5日(火)～
8:30～12:00	8:30～16:30	8:30～12:00	休業	8:30～16:30

### 医療費の危機を救うよ キキ子の 医療費節約 ナビ

## 医療機関は正しく受診!

まずはかかりつけ医に診てもらおうと医療費節約になるわよ

ちょっと待って!

最近、胃がもたれたり痛くなったりするんですよ

一度大きい病院に行ってちゃんと調べてもらったらどうだ?

紹介状を持たずに大きい病院<sup>\*</sup>にいきなり受診すると5,000円以上の特別料金がかかるのよ

<sup>\*</sup>特定機能病院や地域医療支援病院 (一般病床200床未満を除く)

しかも金額自己負担

おまげにかげきみ...

5,000  
えっ!

特別料金5,000円以上も...

じゃ、近くの診療所に行きます

明日はプレゼンだし、今晚のうちに診てもらっておいたほうがいぞ

ちょっと、ちょっと待って!

平日の18時以降は時間外加算や夜間・早朝等加算がかかるのよ

夜間診療所があるぞ

初診料や再診料など(6歳以上の加算)

	初診	再診
時間外加算	850円	650円
深夜加算	4,800円	4,200円
休日加算	2,500円	1,900円
夜間・早朝等加算 (診療所のみ)	500円 診療時間内でも18時～8時に加算	

※上記金額に健康保険が適用されます。

加算かあ。お金がちよっと...

プレゼンがすんだら治るかもしれないし

夜間診療所に行くとかくつくんだな

知らずずっと受診してたよ

平日の日中や土曜日の午前中に受診すると医療費節約になります。また、かかりつけ医がいると安心だし、医療費も節約できますよ

なんですって!

## 健康企業宣言「銀の認定」・「金の認定」を目指しましょう

健康企業宣言とは、健康優良企業「銀の認定」「金の認定」を目指して、企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言することです。

「健康優良企業」に認定されることで、社内外に対するアピールに繋がります。社員の健康づくりを企業のリスク管理と位置づけ、「健康企業宣言」を開始しましょう。



### 参加資格

当組合に加入する事業所

### 参加するメリット

企業が自ら健康企業宣言を行うことにより、従業員の健康管理に対する意識が変わります。従業員が健康になれば生産性の向上に繋がります。

また、「健康企業宣言 宣言の証」や「健康優良企業認定証」の社内掲示や対外的な広報等により、企業イメージの向上を図ることができます。

※健康企業宣言には特典として、インセンティブ付与があります。詳細は、健康保険組合連合会東京連合会のホームページをご覧ください。

### 参加手続き

参加ご希望の事業所は「健康企業宣言チェックシートStep 1」で自社の健康課題を確認し、所定の「健康企業宣言Step 1 応募用紙」を当組合にFAXまたは郵送でご提出ください。

### 健康優良企業認定について

「健康企業宣言 宣言の証」の発行日からおおむね1年経過した後に「健康企業宣言実施結果レポートStep 1」を当組合へ提出します。

なお、1年経過前に取組みを達成した場合は、その時点で提出することができます（6カ月以上の取組み実績が必要です）。

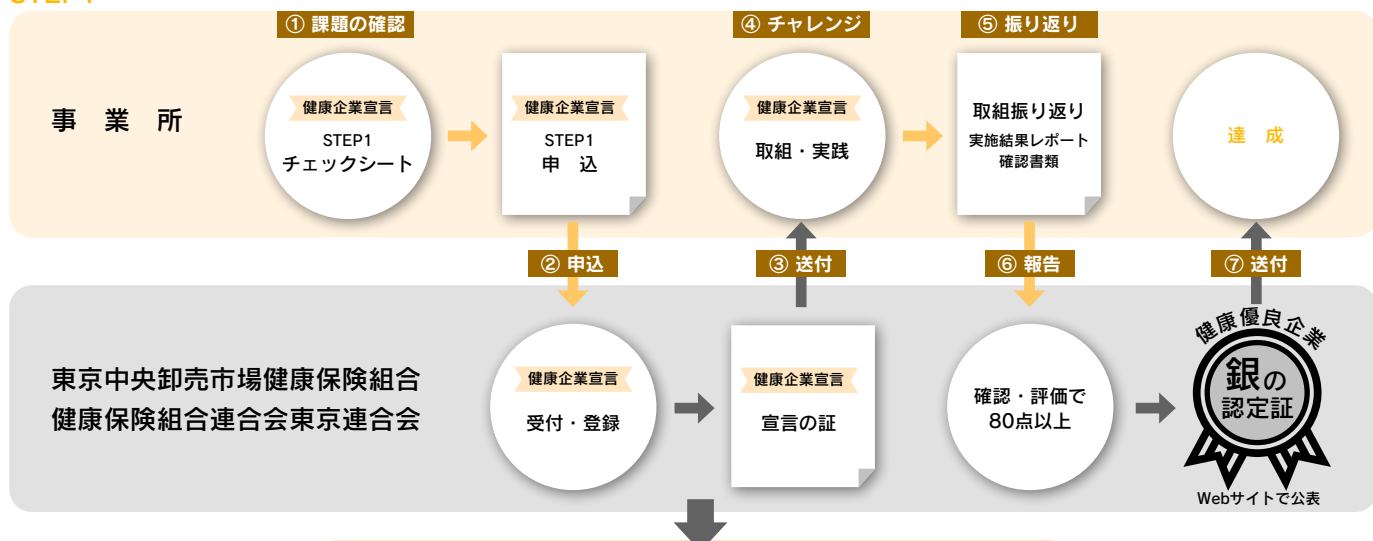
健康企業宣言東京推進協議会が定めた「評価基準と確認方法」に基づき、健康保険組合連合会東京連合会が審査を行い、80点以上の点数を満たした場合に、健康保険組合連合会東京連合会が発行する「健康優良企業 銀の認定証」を当組合から送付いたします。

認定された事業所は、Step 1の取組みを継続するか、「健康企業宣言Step 2」にチャレンジすることができます。



### 健康企業宣言から健康優良企業認定までの流れ

#### STEP1



企業の健康経営、本人と家族の健康づくり、安全衛生がテーマの  
「STEP2」へ挑戦